

平成 30 年 3 月 8 日

特別職退職手当の見直しについて（意見）

新宿区特別職報酬等審議会（以下「審議会」という。）は、新宿区長から意見を求められた特別職退職手当の見直しについて、次のとおり意見を述べる。

1 主な意見

審議会では、特別職の退職手当にかかるこれまでの経緯、現状等を確認した上で、活発な意見交換を行った。その主な意見は次のとおりである。

- (1) 特別職の退職手当は、その職務内容や社会的責任の重さなどに見合ったものとしつつも、社会経済情勢や一般職員との均衡を考慮したものでなければならない。
- (2) 一般職員の退職手当が、平成 30 年 4 月 1 日から 2.82%引き下げられることから、区民の理解を得るためには、新宿区の特別職についても、一般職員と同時期に同程度の引下げを実施することが必要である。

2 まとめ

特別職の退職手当は、その役割・職責の重さや職務内容などに見合ったものであるとともに、区民の理解を得ることができるものでなければならない。あわせて、社会経済情勢や一般職員の退職手当の状況等を総合的に考慮することも重要である。

したがって、審議会の主な意見を踏まえ、区が示した特別職退職手当を平成 30 年 4 月 1 日から 2.82%引下げる案については、適当であると考えます。

なお、区長をはじめ特別職におかれては、引き続き、区民の信頼と負託に応えるべく、区民の視点・生活者の視点から区政の課題を捉え、基本構想に掲げる『新宿力』で創造する、やすらぎとにぎわいのまちの実現に向け、区民福祉の一層の向上に取り組まれることを期待する。